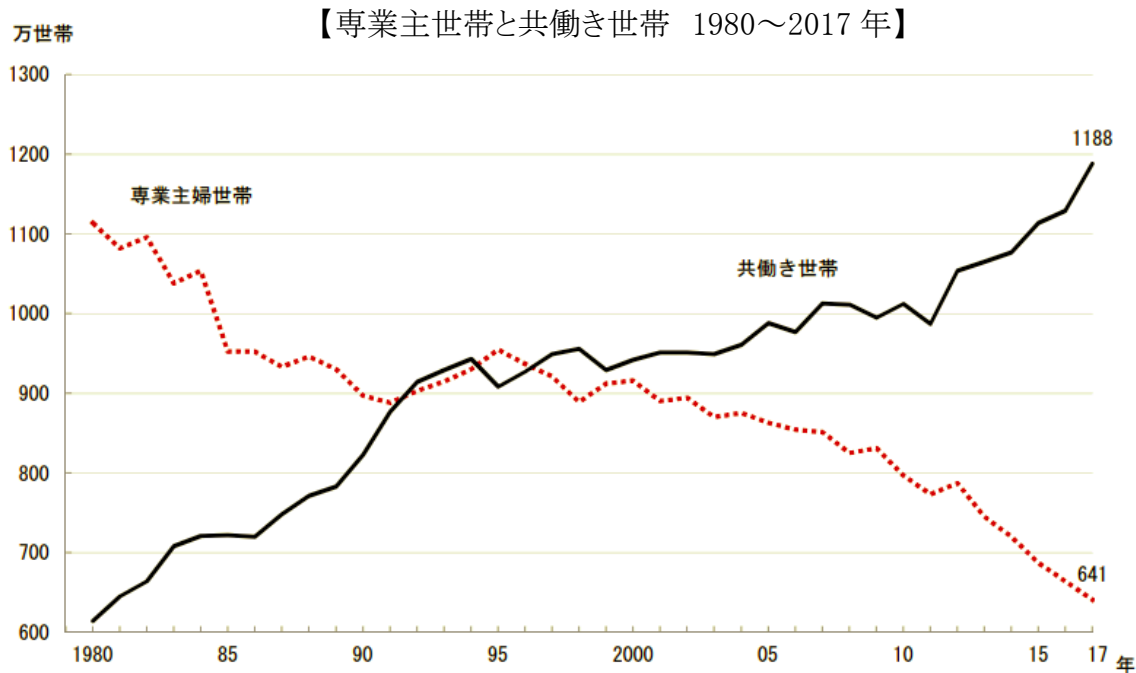


専業主婦世帯と共働き世帯が示唆する子育て制度の変化



出所:労働政策研究・研修機構 (<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/pdf/g0212.pdf>)

高齢化率(総人口に占める 65 歳以上人口の割合)が3割程度に達している日本は超“少子高齢社会”である。社会保障を大きく占めるのは、年金、医療、次いで介護であるが、生活保護や障害者福祉も決して少ない額ではない。しかし、子育て・保育も社会保障の一部であることを忘れてはならない。一般的には、子どもがいる人であっても、子育て期間は老後に比べると非常に短く、子育て時期の苦労は、子どもの成長とともに過去の話となり忘れてしまう。

高齢者を慮る施策はこれまでも多数実施されてきたが、子育てを重視する施策はあまり多くはない。最近になって、ようやく政府も、子育て・保育について「全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る」と言及したが、これは詰まるところ、最近までは「全世代型社会保障」ではなく、“高齢者重視型社会保障”であったということだろう。

図を見ると、専業主婦世帯は減り続け、共働き世帯は増え続ける傾向にあることがわかる。共働き世帯の数字はさらに伸び続け、最終的には欧米西洋に並ぶだろう。専業主婦世帯が多かった時代に作られた制度の多くは、共働き世帯が多い今の時代には合わなくなっている。

現自民党政権は子育て政策に熱心だが、それは前民主党政権を引き継いだものであり、さらにその前の旧自民党政権では、子育て政策は全くと言っていいほど前に進んでいなかった。前民主党政権は負の遺産が多いと

言われているかもしれないが、子育て政策に光を当て始めた点は高く評価できる。

2019年10月から消費税率が8%から10%に引き上げられる予定となっており、その増収分は幼児教育無償化に充てられることになっている。その内容は大きく次の二点である。

①旧制度の幼稚園の無償化

3歳から5歳までの全ての子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置を講ずる。子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額(月額2.57万円)を上限とする。

②幼稚園の「預かり保育」の無償化

保育の必要性があると認定された子どもの「幼稚園の預かり保育」は無償化の対象とする。幼稚園の預かり保育については、幼稚園保育料の無償化上限額(月額2.57万円)を含めて、上述の上限額(認可保育所における月額保育料の全国平均額・月額3.7万円)まで無償とする。

旧制度の幼稚園のうち半数は、子ども・子育て支援新制度へ移行する予定がないか、又は、将来の移行が明確となっていない。幼児教育無償化では保育の必要性があると認定された幼稚園の「預かり保育」も無償化の対象とされる見込みであるが、その「預かり保育」が無償化の対象になるのであれば、そこでも保育園、認定こども園、幼稚園は競合することになる。

園児の親に選ばれる保育園になれるか、園児が満足する保育園になれるか等々、保育サービス分野において、互いに高め合う競争が激しくなっていくだろう。

●当レポートは、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。